

事務局からのお知らせ

★ゴールデンウィーク休業のご案内

休業日：2019年4月27日(土)～2019年5月6日(月)
※5月7日(火)より通常営業いたします。

ETCカードの紛失・盗難等の場合はお電話（転送電話）にてご用件をお伺い致します。
当組合にご連絡をいただくと同時に必ず警察に遺失届けをお願いします。
また、車輛の追加、入替等のご連絡は、5月7日以降にお願い致します。

技能実習生に関する急なご連絡が必要な際もお電話（転送電話）にてご対応致します。
組合事務局：087-813-1910 フリーダイヤル：0120-117-931

～コーポレートカード(黄緑色カード)の使用方法について～ 「車両不一致」にご注意ください!!



*1台の車に1枚のカード限定です！

全く使い回しができません。カードに車両番号が印字されていますので、その車両のみ限定でご使用ください。

*もし間違えて違う車両で走行した場合

全組合員様のカードがストップされる恐れがあります。他の組合員様に多大なご迷惑がかかりますので、使用時には必ずカードに印字されている車両番号をご確認ください。

*車両入替があった場合

車載器を載せ替えて、セットアップの設定をやり直してください。この場合カードに印字されている車両番号が変わりますので、直ちに新しい車両で新たなカードの申請を行ってください。

【登録車両の変更やナンバーの変更の際には、速やかに組合までご連絡をお願いします。】

～平成31年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について～

1台ごとの1ヶ月の割引対象一般有料道路のご利用額に対し、次表の割引率を適用いたします。

| 自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額 | 割引率 |
|-----------------------|----------|
| 5千円を超え、1万円までの部分 | 10%(20%) |
| 1万円を超え、3万円までの部分 | 20%(30%) |
| 3万円を超える部分 | 30%(40%) |

※()内は、ETC2.0を使用する事業用車両に限り適用される割引率です。

(2020年3月末まで)

なお、その他のETC2.0搭載車両（ETC2.0を使用する事業用車両以外のETC2.0搭載車両）に適用していた経過措置は、2019年3月末をもちまして終了いたしました。

事業推進部からのお知らせ



組合のジョイントビジネスで新規に組合加入された事務用品の企業様より、組合員企業様へのコスト削減に向けた特別キャンペーンを企画して戴きました。

今回は複写機のご案内で、当組合も昨年9月に見直しを行いました。組合の業務は技能実習生の書類作成が頻繁に発生することもあり、毎月のコストを約10,000円削減することに成功しました。

そこで正式なジョイントビジネスの取り組みとなりましたので、今回、キャンペーン案内書を同封致します。

ご確認戴き、ご用命の程宜しくお願い申し上げます。

事業部からのお知らせ

研修センターにて社会保険労務士の佐藤先生の『法的保護』の授業、高松北署の桑島様より『防犯教室』の授業を受講しました。ご多忙の中、実習先のご担当者様もご参加頂き、より一層充実した授業となりました。

『法的保護』の授業では個々の雇用条件、社会保険の仕組みを詳しく学びます。実際に受講頂きました実習先のご担当者様から、「雇用条件の内容を実習生と一緒に再確認する良い時間でした」「社会保険の仕組みを分かりやすくお話頂き自身の為にもなりました」との、お声を頂戴しました。

新規入国の実習生をお迎えされる実習先のご担当者様には、是非受講をお願い致します。日程につきましては、都度ご案内させて頂いております。



～特定技能外国人～

2019年4月より新たな外国人材の受け入れ態勢がスタートしました。

特定技能とは、大きく2種類に分けられた資格になります。

※特定技能1号

特定産業分野（14分野）に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格（現段階では、14分野のみが対象）

※特定技能2号

特定分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格（現段階では、建設、造船・船舶工業の一部の分野のみ対象）

～特定技能外国人を受け入れるためには～

- ①外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ②機関自体が適切（例：5年以内に入出国・労働法令違反がない）
- ③外国人を支援する体制があり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

上記の基準を満たさなければ、特定技能の外国人を迎え入れる事が出来ません。当組合では、組合員様をサポートさせて頂けるよう、上記の業務を委託できる機関【登録支援機関】について現在申請手続き中です。特定技能の詳しい情報については、多数の錯綜しておりますが、当組合では常に最新情報をお届け致します。